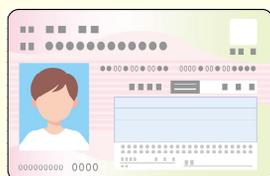


# 高齢者タクシー利用助成制度 (マイナンバーカード) ご利用方法

## 乗車時

1

登録済みのマイナンバーカードを車両の専用端末にかざしてください。



## 降車時

2

目的地到着後、料金を確認し、マイナンバーカードを専用の端末にかざして支払ってください。

※タクシーチケットの残額をご自身で管理をお願いします。(レシート等は発行されません。)

※運賃の残額をご自身で負担をお願いします。

## ご利用にあたっての注意事項

- ・マイナンバーカードを忘れた場合、タクシーチケットをご利用いただくことができません。
- ・マイナンバーカードはご自身で管理をお願いします。また、マイナンバーカードの有効期限が切れた場合、更新の手続きが必要です。
- ・登録済みのマイナンバーカードをお持ちの方が複数人でタクシーに乗車する場合は、代表者1名のマイナンバーカードをご利用ください。（複数人のカードを同時に利用することはできません。）

問合せ先

笠岡市福祉総務課 TEL：0865-69-1033